

令和8年度診療報酬改定に向けた4本の柱

1. 経済成長の果実の活用

近年大きく増加する消費税、所得税、法人税等の増収分を新たな安定的な財源として活用する新たな仕組みを構築する。

2. 「高齢化の伸びの範囲内に抑制する」という社会保障予算の目安対応の見直し

「骨太の方針2024」において「経済・物価動向等に配慮しながら」という文言が本文に記載されたが、それでは全く不十分であることから、賃金上昇や物価高騰の下での逼迫した経営状況等に対応し得るように目安対応を抜本的に改めた文言とする。

3. 診療報酬等について、賃金・物価の上昇に応じた公定価格等への適切な反映

このままでは人手不足に拍車がかかり、患者さんに適切な医療を提供できなくなることから、医療・介護業界でも他産業並みの賃上げができるよう、賃金・物価の上昇に応じて、公定価格等へ適切な反映を行う。

4. 小児医療・周産期医療体制の強力な方策の検討

2024年の出生数は69万人弱(外国人を含めて約72万人)とされており、好転の兆しは見えていない。小児医療・周産期体制については、救急医療が中心であり、単に集約すればいいということではなく、全国津々浦々で対応するための強力な方策を構築する。

1

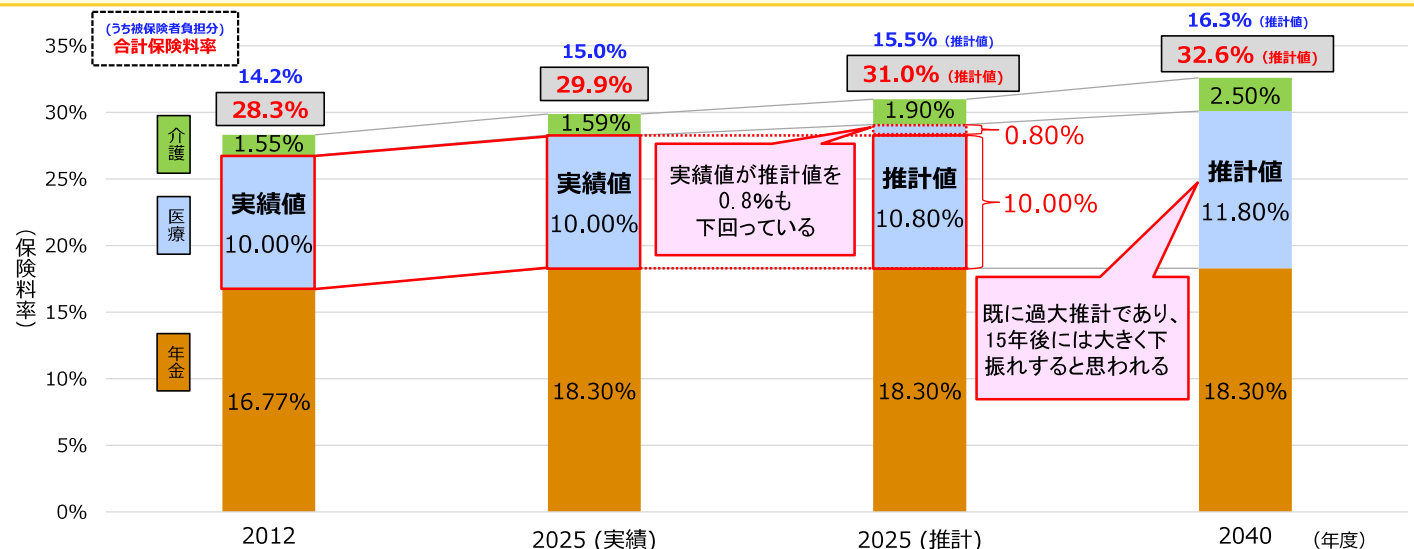
協会けんぽの保険料率

日本医師会の主張

2018年に財務省・厚生労働省などが発表した「2040年を見据えた社会保障の将来見通し」では、2025年度の協会けんぽの保険料率は10.8%に上がるとされていた。しかし、協会けんぽの保険料率は2012年度から13年間10.0%のままであり、むしろ、2025年度の東京都では、9.91%に下がるなどの傾向もみられる。

現役世代の収入が増えており、それに伴って現在の保険料率のままで保険料収入は増え、社会保障は其中で十分行うことができる。つまり、現行の保険料水準でも、共助の財源は増加している。

過大予測の推計値に基づき、国民に過度な不安を煽るべきではない。



(出所) 財務省 財政制度等審議会 財政制度分科会(令和7年4月23日開催)資料「持続可能な社会保障制度の構築(財政各論Ⅱ)」10頁<https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of-fiscal_system/proceedings/material/zaiseia20250423/01.pdf>
内閣官房・内閣府・財務省・厚生労働省「2040年を見据えた社会保障の将来見通し」(平成30年5月21日)19頁<<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12600000-Seisakutokatsukan/0000207399.pdf>>を基に作成

2

経済成長の果実

消費税収(国税分)は、令和2年度は21.0兆円であったが、令和6年度は23.8兆円である。さらに、令和7年度予算では24.9兆円と、**3.9兆円**も増加している。

消費税収は、増税前に1%あたり2.66兆円であったが、現在では1%あたり3.2~3.3兆円程度とされている。



消費税収は社会保障に充てるとされており、経済成長の果実である消費税収増を社会保障に活用すべきである。

※1: 令和元年度10月に消費税が8%から10%になった。
 ※2: 消費税収の内訳 標準税率10%: 消費税7.8%、地方消費税2.2%。軽減税率8%: 消費税6.24%、地方消費税1.76%
 (出所) 国税庁「No.6303 消費税および地方消費税の税率」<<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shohi/6303.htm>>
 財務省「一般会計収税の推移」<https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/condition/010.pdf>
 内閣府「国の一般会計消費税率1%当たり収税と名目個人消費の推移」<https://www5.cao.go.jp/j-j/wp/wp-j-e22/h06_hz010308.htm>を基に作成

3

消費税増収分の使途について

日本医師会の主張

令和4年度の消費税増収額は計14.3兆円であったが、令和7年度の消費税増収額は16.3兆円と2兆円増加した。増収分は「後代への負担のつけ回しの軽減」として、社会保障の充実に使われておらず、国民は消費税による社会保障の恩恵を実感できていない。

		令和4年度	令和7年度	
増収計		14.3兆円	16.3兆円	2兆円増
<消費税増収分の内訳> (公費ベース)				
基礎年金国庫負担合2分の1 (平成24・25年度の基礎年金国庫負担割合2分の1の差額に係る費用を含む)	3.5兆円	➡	3.5兆円	±0
社会保障の充実 ・ 幼児教育・保育の無償化 ・ 高等教育の無償化 ・ 子ども・子育て支援新制度の着実な実施 ・ 医療・介護サービスの提供体制改革 ・ 医療・介護保険制度の改革 ・ 難病・小児慢性特定疾病への対応 ・ 年金生活者支援給付金の支給 等	4.01兆円		4.1兆円	0.09兆円増
消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増 ・ 診療報酬、介護報酬、年金、子育て支援等についての物価上昇に伴う増	0.63兆円		0.63兆円	±0
後代への負担のつけ回しの軽減 ・ 高齢化等に伴う自然増を含む安定財源が確保できていない既存の社会保障費	5.8兆円		7.5兆円	1.7兆円増

(注1) 増収額は、軽減税率制度による減収影響を除いている。
 (注2) 総合合算制度の見送りによる4,000億円を軽減税率制度の財源としている。
 (注3) 「こども未来戦略」(令和5年12月22日閣議決定)で示された「こども・子育て支援加速化プラン」を支える安定財源として、インボイス制度導入に伴う消費税収相当分(令和7年度予算約2,000億円)の活用を図ることとしている。
 (出所) 厚生労働省「令和4年度厚生労働省予算案の概要」12頁<<https://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/22syokanyosan/dl/01-01.pdf>>
 厚生労働省「令和7年度厚生労働省予算案の概要」12頁<<https://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/25syokanyosan/dl/01-01.pdf>>を基に作成

4